

## 技術者配置準備期間を設定した工事契約の試行について

技術者の効率的な配置を促進するため、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置を不要とする技術者配置準備期間の設定について、予定価格 250 万円を超える競争入札を行う工事を対象として試行することとしますので、お知らせいたします。

### 1 試行対象工事

予定価格 250 万円を超える競争入札を行う工事のうち、技術者配置準備期間を設定することを明記するもの

### 2 技術者配置準備期間の定義

契約確定の日からあらかじめ指定する工事着手日の前日までをいう。期間については、工期の 30% を超えず、かつ、4 か月を超えない範囲内で設定する。

### 3 試行にあたっての取扱い

#### (1) 工事希望申込時における配置予定技術者の条件

当該工事案件の工事着手日において、他の工事に従事していないこと。

#### (2) 技術者配置準備期間中

ア 受注者は、監理技術者等の配置を要しない。

イ 受注者は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材等の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

また、現場代理人の配置も要しない。

ウ 受注者は、契約確定の日から 10 日以内に配置予定技術者の工事实績情報システム(コリンズ)への登録を行うこと。登録する技術者の従事期間は、工事着手日から工期末までを登録するものとし、技術者配置準備期間を含まないことに留意する。

#### (3) 工事着手日以降

受注者は、監理技術者等を配置すること。

	← 契 約 期 間 →	
	技術者配置準備期間	工事着手日から工期末まで
監理技術者等の特定	要	要
監理技術者等の配置	不要	要
現場代理人の配置	不要	要
工事着手	不可	要

#### 4 手続き等

工事着手日から監理技術者等を配置することが不可能となった場合は、契約確定日前は契約担当部署へ、契約確定後は工事担当部署へ、直ちに届出ること。

なお、契約確定後の技術者の変更については、その変更理由の可否について判断する。

#### 5 適用時期

令和5年12月1日以降、公表する案件を対象とする。

## 技術者配置準備期間を設定した工事契約の例

【通常工事】 X工事に従事中は、技術者Aは、Y工事の入札に配置予定技術者として参加を希望できない。

X工事（履行中）

技術者Aが専任の主任技術者として従事  
完了<3月25日>

←→  
重複する **×**

技術者Aが従事するX工事と、新規発注されるY工事の工事期間が  
一時期（3月11日～3月25日）重複する。

そのため、Y工事の入札に配置予定の技術者として参加を希望できない。

Y工事（新規発注）

公表 → 契約確定  
<3月10日>

工事着手<3月11日> → 完了<6月30日>

【技術者配置準備期間を設定した工事】 … 通常の工事と異なり、工事着手日を別途指定する。

X工事に従事中であっても、技術者Aは、Y工事の入札に、配置予定技術者として参加を希望できる。

X工事（履行中）

技術者Aが専任の主任技術者として従事  
完了<3月25日>

←→  
重複しない  
**○**

技術者Aが従事するX工事と、新規発注されるY工事の  
工事期間が重複しない。

Y工事の入札に配置予定の技術者として参加を希望できる。

Y工事（新規発注）

公表 → 契約確定  
<3月10日>

**技術者配置準備期間**  
3月11日～3月31日

工事着手<4月1日> → 完了<7月20日>